

2022（令和4）年3月8日

株式会社アメニティ 御中

適格消費団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、研究を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社に対し、お問い合わせした事項に関しまして、貴社からの2021年7月27日付の回答を検討したところ、貴社が使用している「埼玉県立循環器・呼吸器センター」の「入院セット申込書兼同意書」につきまして、消費者契約法に違反している記載があると思料いたしますので、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到着後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本「申入書」および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社の「埼玉県立循環器・呼吸器センター」の「入院セット申込書兼同意書」のうち、以下の記載について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

「病棟スタッフが患者様の症状に合わせてタイプの決定、変更をさせていただきます。」

第2 申入れの理由

- 1 「埼玉県立循環器・呼吸器センター」の「入院セット申込書兼同意書」について
(1) 貴社は、2021年7月27日付の回答の1-(1)において、貴社の「埼玉

県立循環器・呼吸器センター」の「入院セット申込書兼同意書」（以下、「本件申込書兼同意書」といいます。）の「入院セット（Aセット、Bセット、Cセット）の選択は、数個の給付のうち1つを選択することを条件として、その選択された給付について単純債権を発生させる場合であり、条件付単純債権であって、そもそも選択債権ではないと考えられます。」と回答されております。

- (2) この点、改定前の「富田病院」の「アメニティセット申込書兼同意書」については、患者またはその家族等（以下、「消費者」といいます。）が契約締結時に【アメニティセット】のタイプ（Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ）を決めることができず、契約締結後に「病棟看護師が毎日タイプを決定・変更」となるとされておりましたので、「債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるとき」（民法第406条）に該当し、選択債権といえました。
- (3) これに対し、本件申込書兼同意書では、消費者は、少なくとも①Aタイプ（オプションとしてDタイプ、Eタイプ。以下、同じ。）、②BCタイプ、③Aタイプ及びBCタイプのいずれかを決めて貴社と契約を締結することになり、しかも、Aタイプは病衣・タオル類のレンタル契約、BCタイプは紙おむつの給付契約と、全く異なる契約ですので、①乃至③はそれぞれ別個独立した契約であり、貴社のご指摘のとおり、選択債権ではないものと考えられます。
- (4) もっとも、BCタイプについては、同じ紙おむつ給付契約であるところ、消費者がBタイプ、Cタイプを決めて貴社と契約を締結することができず、かつ、契約締結後にBタイプまたはCタイプという2つの「給付の中から」病棟スタッフという第三者の「選択によって定まる」こととなりますので、選択債権と解さざるを得ません。

2 「病棟スタッフが患者様の症状に合わせてタイプの決定、変更をさせていただきます。」との記載について

- (1) さて、前述のとおり、①乃至③については、それぞれ別個独立した契約と考えられますので、申入れの趣旨の「病棟スタッフが患者様の症状に合わせてタイプの決定、変更をさせていただきます。」との記載（以下、「本件条項」といいます。）は、消費者と貴社との間で成立した契約について、病棟スタッフがその内容を変更、あるいは契約し直すものであるということが出来ます。
- (2) 民法第521条以下の規定が当然の前提としており、契約内容の変更には契約当事者の個別的な合意が必要ですので、病棟スタッフが自由に契約を変更する、あるいは、契約し直すことができることは、民法第521条以下の規定に比して消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。
- (3) そして、定型約款でさえ、契約の変更が消費者一般の利益に適合するとき、あ

るいは、契約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき、などの条件が認められる場合に、初めて個別的合意なく変更が認められる余地があるに過ぎず（民法第548条の4第1項）、さらに、そのような条件が認められたとしても、事業者は消費者に対し、契約内容を変更する旨や変更後の契約内容、その効力発生時期を適切な方法により周知しなければ契約内容を変更することは許されないとされています（民法第548条の4第2項及び第3項）。ましてや、本件申込書兼同意書において定められている「タイプの変更」は、当該契約における給付の本質的な内容と対価を変更するものですから、これを病棟スタッフが自由に変更できるとすることは、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかなです。

- (4) ところで、厚生労働省保険局の「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成17年9月1日保医発第0901002号、令和2年3月23日改定）の「1 費用徴収する場合の手続について」の(2)では、「患者からの費用徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し同意を確認の上徴収すること。この同意の確認は、徴収に係るサービス内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。ただし、この同意書による確認は、費用徴収の必要が生じるとに逐次行う必要はなく、入院に係る説明等の際に具体的な内容及び料金を明示した同意書により包括的に確認する方法で差し支えないこと。なお、このような場合でも、以後別途費用徴収する事項が生じたときは、その都度、同意により確認すること。」と定めております。
- (5) 上記通達の趣旨は、療養の給付と直接関係ないサービス等について費用を徴収する場合には、サービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、書面による同意を得なければならないだけでなく、一度同意を得た場合であっても、サービスの内容や料金等に変更が生じたときには、その都度、書面による同意を必要としていることにあり、こうした考え方は、保険医療機関であるか否かにかかわらず妥当するものだと考えます。
- (6) したがって、消費者の同意を得ることなく、病棟スタッフが自由に契約を変更する、あるいは契約し直すことができるとする本件条項は、信義則に照らして消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法第10条に抵触し、無効であると思料いたします。
- (7) また、前述のとおり、BCタイプについては、病棟スタッフという第三者が選択権を有する選択債権と解されますが、民法上、数個の給付の選択権を第三者が有する場合、当該第三者が一度選択の意思表示をした場合には、任意の撤回は許されず、撤回するためには債権者及び債務者の同意が必要と解されています（大

判大5. 5. 20民録22輯999頁、民法第407条2項参照)。

- (8) そのため、消費者が貴社とBCタイプの紙おむつ給付契約を締結し、病棟スタッフによりBタイプが選択された後、Cタイプに変更する場合には、少なくとも債権者である消費者の同意を得る必要があるはずですが、本件条項によると、消費者の同意を得ることなく、病棟スタッフが自由にタイプを変更することができることとなりますので、本件条項は、民法第407条2項に比して、消費者の利益を制限し、不当に義務を加重する条項といえます。
- (9) そして、病棟スタッフがBタイプからCタイプに変更した場合には、少なくとも1日当たり140円の追加費用が発生し、「別途費用徴収する事項が生じ」ますので、前記通達の趣旨に鑑みれば、消費者の同意が必要であるはずです。
- (10) にもかかわらず、本件条項では、病棟スタッフが消費者の同意を得ることなく自由にタイプを変更できるとしていますので、信義則に照らして消費者の利益を一方的に害するものといえ、この点からみても、本件条項は、消費者契約法第10条に抵触し、無効であると思料いたします。
- (11) なお、前記通達の「1 費用徴収する場合の手続について」の(1)においては、保険医療機関に対し、保険外負担の「サービス」又は「物」について下記の掲示例のとおり、その項目とそれに要する実費の院内掲示をも義務付けておりますが、この趣旨は、医療機関側で使用量、利用回数を管理できるサービス、物品の給付について、安易に定額料金を請求するような特約ではなく、使用量、利用回数に応じた実費の負担とすることが、適正な契約条件であることを指摘するものであり、このような考え方についても、保険医療機関であるか否かにかかわらず妥当するものと考えます。したがって、紙おむつのみならず病衣などの利用の有無にかかわらず定額料金を請求する本件申込書兼同意書の料金設定そのものが前記通達の趣旨に反するものであると思料いたしますので、その旨申し添えます。

(掲示例)

「当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。紙おむつ代 1枚につき ○○円」(平成18年3月13日保医発第0313003号)

- 3 以上のとおりですので、申入れの趣旨のとおり、申し入れいたします。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444